

和歌山県官民データ利活用推進計画

令和5年（2023年）3月

（令和8年（2026年）3月 改定）

和歌山県

目次

はじめに

第1章 和歌山県官民データ利活用推進計画について

- 1. 和歌山県官民データ利活用推進計画の目的.....3
- 2. 和歌山県官民データ利活用推進計画の期間.....3
- 3. 和歌山県官民データ利活用推進計画の位置づけ.....3
- 4. 和歌山県官民データ利活用推進計画の推進体制.....3

第2章 官民データ利活用の推進に関する施策の基本的な方針

- 1. 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組.....4
- 2. 官民データの容易な利用等に係る取組.....5
- 3. マイナンバーカードの取得促進に係る取組.....5
- 4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組.....5
- 5. 情報システムの標準化及びデジタル技術を活用した業務改革に係る取組.....6

第3章 官民データ利活用の推進に係る個別施策

- 1. 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組.....7
 - ◎行政手続のオンライン化の推進.....7
- 2. 官民データの容易な利用等に係る取組.....9
 - ◎庁内データのオープンデータ化推進.....9
 - ◎統合型地理情報システム（GIS）の活用推進.....10
- 3. マイナンバーカードの取得促進に係る取組.....12
 - ◎マイナンバーカードの取得促進.....12
- 4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組.....13
 - ◎携帯電話等のエリア整備及び5G等環境の整備促進.....13
- 5. 情報システムの標準化及びデジタル技術を活用した業務改革に係る取組.....14
 - ◎デジタル技術を活用した業務効率化.....14
 - ◎情報システムの標準化推進.....15
 - ◎市町村における基幹業務システムの標準化・共通化の推進.....16
 - ◎和歌山森林クラウドシステムの整備.....18
- 6. その他（国の取組との連携）.....20

◎和歌山県データ利活用推進センターの運営	20
◎生活保護法に係る医療扶助のオンライン資格確認	20
◎ボーリング柱状図データの公開.....	21
第4章 情報セキュリティについて	
情報セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	22
用語集	23
付録：計画に基づくKPI進捗状況	26

はじめに

近年、情報通信技術（ICT）の発展により、様々な分野でICTの果たす役割が拡大しています。また、デジタル技術やデータを活用して業務や生活をよりよく変革していく「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」が広く認識され、地域課題の解決等、様々な分野でDXが推進されているところです。

行政の分野においても、大量に流通する多様なデータを活用して国内の様々な課題を解決するため、平成28年（2016年）12月に「官民データ（※1）活用推進基本法」が施行されました。また、平成30年（2018年）1月閣議決定、令和2年（2020年）改定の「デジタル・ガバメント実行計画」では、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すとし、令和2年（2020年）12月に策定された「自治体DX推進計画」では、自治体が重点的に取り組むべき事項として、「情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続のオンライン化」、「AI・RPAの利用推進」、「オープンデータの推進」等が示されました。

令和3年（2021年）9月にはデジタル庁が創設され、デジタル社会の実現に向け、国・地方が一体となった行政サービスにおけるDXが一層進められることとなりました。さらに、令和4年（2022年）12月に全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指し策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、人口減少や過疎化・東京圏への一極集中など、地方が抱える諸課題を解決するために、地方におけるデジタル技術を活用した地域づくりが推進されることとなりました。

他方で、令和2年（2020年）に感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で社会経済環境が大きく変容し、テレワークやオンライン教育の拡大など、人々の生活様式や企業活動におけるリモート化・オンライン化が一気に進み、行政分野だけでなく人々の生活においても、デジタル技術の活用は身近なものになりました。

和歌山県においては、人口減少や少子高齢化、南海トラフ地震をはじめとした自然災害など、多くの行政課題を抱えており、また、社会情勢の変化に伴って住民ニーズが多様化しています。このように多様化・複雑化する業務を遂行するためには、デジタル技術や行政が保有するデータを最大限活用し、従来の行政事務の進め方や業務のあり方を見直す必要があります。デジタル技術を活用して業務を効率化すること等により作業時間を短縮し、職員が企画立案などに時間を割けるようにし、より質の高い県民サービスにつなげる取組が求めら

れています。

和歌山県では、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針、推進に関する事項を定めた「和歌山県官民データ利活用推進計画」を令和2年（2020年）3月に策定し、行政手続きのオンライン化、オープンデータの推進等、データの利活用や情報通信関連技術を活用した施策に取り組んできたところです。

今回、これまでの取組を継承しつつ、新たにDX推進等の取組を進めることにより、さらなるデータの利活用が促進される環境の整備、県民生活の向上に資する取組を推進するため「和歌山県官民データ利活用推進計画」を改定します。

※1：官民データとは電磁的記録に記録された情報であって、国、地方公共団体、事業者等により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。すなわち、行政機関としての和歌山県にとっては、県が保有するデータのことを指す。

第1章 和歌山県官民データ利活用推進計画について

1. 和歌山県官民データ利活用推進計画の目的

近年の情報通信技術やデータの利活用に関する法整備等や関連技術の目覚ましい進展により、行政、企業、個人を問わずICTを積極的に活用できる環境が整ってきました。和歌山県においても、県内に存在する課題の解決の一助として、これらの技術を、またはこれらにより大量に生成、流通、蓄積される多種多様なデータをより積極的に利活用し、効率的な行財政の運営や住民生活の水準向上に資する施策を行っていく必要があります。

和歌山県官民データ利活用推進計画は、これらを踏まえ、和歌山県の官民データ利活用の基礎となる施策を推進することにより、行政の効率化及び行政サービス水準の向上に繋げ、施策推進により、和歌山県における住民及び観光客等の来訪者の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化を目指します。

2. 和歌山県官民データ利活用推進計画の期間

本計画に示す施策を速やかに実行・実現するため、本計画の期間を、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までとします。

3. 和歌山県官民データ利活用推進計画の位置づけ

本計画は、基本法第9条第1項に規定する、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての計画と位置づけます。

4. 和歌山県官民データ利活用推進計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内各課が連携し、全庁的に取り組んでいくこととします。

また、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、PDCAサイクルに基づく計画見直し等を行います。

第2章 官民データ利活用の推進に関する施策の基本的な方針

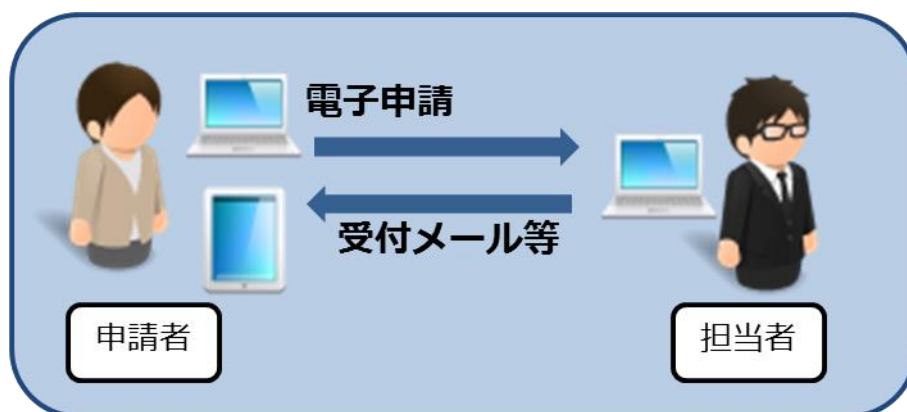
官民データ利活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「マイナンバーカードの取得促進に係る取組」、「利用の機会等の格差の是正に係る取組」及び「情報システムの標準化及びデジタル技術を活用した業務改革に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとします。

1. 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組

住民のライフスタイルの多様化に伴い、ICT技術を活用して各種行政手続の利便性を向上させることに対する要望が高まっています。例えば、夜間休日など24時間いつでも手続が行えることや、自宅やオフィスなどどこでも手続ができること、スマートフォンやタブレットからも手続が可能であることは、利便性の向上だけでなく、行政事務の効率化にもつながります。

このことから、件数の多い行政手続でオンライン化が未実施のものについて、手続きの性質や利用者の要望を考慮しつつ、計画的にオンライン化を実施することで、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則を推進し、住民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ります。

また、現行の制度的制約やシステム環境等によりただちにオンライン化することが難しいものについても、技術的・社会的動向や手続担当課の取組状況をみながら、申請手続のさらなる拡充に努めます。



2. 官民データの容易な利用等に係る取組

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、和歌山県が保有するデータ（以下、「庁内データ」という。）を営利・非営利を問わず誰もが利用できるよう、二次利用が可能なルールのもと公開しています。この公開されたデータをオープンデータといいます。

庁内データをオープンデータとすることで、行政の透明性、信頼性の向上につながるほか、県民や企業が官民の枠を超えた多様なデータを組み合わせて分析、調査、集計等の利活用ができるため、新たな発想やサービスを生み出す機会が創出されます。

令和3年（2021年）6月に、国の「オープンデータ基本指針」が改正され、オープンデータの機械判読性についての規定が追加されました。和歌山県では、官民の協働による経済活動の活発化や県民の利便性の向上に資するため、利用ニーズの高いデータをより利用しやすい形式で公開するよう努め、官民データを利活用しやすい環境を提供する施策に取り組めます。

3. マイナンバーカードの取得促進に係る取組

国は、マイナンバーカードへの理解を促進し、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備を更に進めるとしています。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年（2025年）6月13日閣議決定）において、個人向け行政サービスのオンライン窓口であるマイナポータル機能の拡大や継続的な改善に取り組むとともに、マイナンバーカードの健康保険証や運転免許証、在留カード等との一体化、救急業務や健康・医療・介護分野、母子保健分野における利用、マイナンバーカードを活用した被災者支援の充実、民間ビジネスにおける利用など、マイナンバーカードの利用シーンを拡大し、スマートフォンからオンラインで様々な行政手続きができる「オンライン市役所サービス」構想の推進、マイナンバーカードを日常生活の様々な局面で利用できるようにする「市民カード化」構想の推進、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組むとしています。マイナンバーカードは、行政事務の負担軽減及び住民の利便性向上につながる機能を有しており、和歌山県においても、これらのメリットを享受できるよう、市町村と連携し、マイナンバーカードの取得促進に取り組むとともに、マイナンバーカードの利活用場面の拡大に向け、市町村支援等の充実を図ります。

4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組

社会のデジタル化の進展により、インターネットやパソコン等の情報通信

技術が普及してきている一方で、情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に格差が生じています。この格差は、都市部と地方間におけるインターネットやブロードバンド等の通信インフラの普及率の差などの違いにより情報通信技術を利用できる機会の差、年齢や視覚等の障害の有無などにより生じる個人間の差など様々な要因により発生・拡大すると言われていています。

和歌山県では、このような格差の是正を図るため、県民や観光客が無料で利用できる公衆無線LANサービスの整備（令和8年（2026年）3月31日終了）や携帯電話の不感地区の解消等の施策を行います。

5. 情報システムの標準化及びデジタル技術を活用した業務改革に係る取組

社会全体のデジタル化が進む中、令和元年（2019年）5月にはデジタル手続法が公布され、行政手続のオンライン化が加速化しています。令和2年（2020年）12月のデジタル・ガバメント実行計画においては、政府情報システムについては共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドが整備、運用されることとなり、地方公共団体においてもガバメントクラウドの活用に向けて検討が行われました。

その後、令和3年（2021年）9月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項が定められました。

また、「自治体DX推進計画」においては、重点取組事項として自治体情報システムの標準化・共通化などのほか、AIやRPAなどのデジタル技術を活用した業務改革（BPR）を積極的に進めていくこととなりました。

このような状況下において、和歌山県では、住民の利便性向上及び地方公共団体の行政運用の効率化を目的に、県及び市町村における情報システムの標準化の推進に取り組むとともに、デジタル技術を活用した業務改革及び場所にとらわれない執務環境整備などに取り組みます。

なお、官民データ活用の推進に関して、本計画に定めることが必要な事項が生じた場合はこれに応じて本計画を改定します。

第3章 官民データ利活用の推進に係る個別施策

1. 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組

◎行政手続のオンライン化の推進

行政手続（許認可、届出、補助金申請など）のオンライン化は、利用者にかかる負担を軽減し、県民の利便性向上に大きく寄与するものであり、また、本県の行政サービスのあり方を改めて見直し、事務の効率化に資する取組でもあります。

和歌山県では、平成16年度（2004年度）から電子申請システムの運用を開始し、インターネットを利用して24時間365日、行政サービスを提供するとともに、申請された電子データや電子申請システムの様々な機能の有効活用により、行政事務の簡素化・効率化に取り組んでいます。

また、令和3年（2021年）4月には県民が行政サービスを受ける際の利便性を高めるという視点から、押印の必要性について見直し、県への提出様式の88.0%について押印廃止を行うとともに、県の条例等に基づく手続をオンライン等で実施できるようにすることを原則とする「和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」（平成16年（2004年）条例第50号）の改正を行う（令和4年（2022年）6月1日施行）など、制度面においても行政手続のオンライン化の推進に必要な環境整備を行ってきたところです。

一方で、いまだ紙媒体のみでの申請受付や対面を必要とする手続が多く存在する現状を踏まえ、県庁内部での手続を除く、県民や事業者から申請等を受ける全ての手続のうち、年間受付件数が100件以上のものを対象に調査を行い、その内容や現状の課題を明らかにするとともに、解決に向けた対応方針を定めた「和歌山県行政手続オンライン化整備計画」を令和4年（2022年）12月に策定し、本計画に基づき、行政手続のオンライン化をより効果的かつ着実に推進してきたところです。また、令和7年（2025年）4月には、新たに「和歌山県行政手続オンライン化推進方針」を策定し、行政手続オンライン化に係る基本的な考え方を定め、継続的にオンライン化に取り組んでいくこととしています。

併せて、電子申請システムについて、オンラインでの本人確認機能や行政手続に係る手数料等の電子納付機能など、行政手続のオンライン化を推進するために必要となる機能要件を検討し、デザイン性や操作性に優れた電子申請システムへの更改を行うなど、申請手続における情報通信技術の利用を促

進し、さらなる県民の利便性向上を図ります。

(K P I)

令和8年度まで：

・年間受付件数100件以上の重点手続のオンライン化件数 180手続

【参考】 令和4年12月時点 99手続

(工程表)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	整備計画に基づく オンライン化推進	基本方針に基づく オンライン化推進	
電子申請システム更改	次期電子申請システム稼働		

2. 官民データの容易な利用等に係る取組

◎庁内データのオープンデータ化推進

近年、ビジネス等でデータ活用の重要性が高まっており、オープンデータへの注目が集まってきていることから、各国政府や地方公共団体等では、このオープンデータの提供拡大や、オープンデータを官民協働等に活用する取組が進められているところです。

和歌山県では、平成28年（2016年）3月に、オープンデータ推進の基本的な考え方及び運用方針である「和歌山県オープンデータの推進に係る指針」を、また、県ホームページ等に掲載する情報の二次利用に関する具体的なルールの雛形である「和歌山県ウェブサイト公開情報標準利用規約」を策定し、県が保有するデータを職員だけでなく民間事業者等の県民が広く利活用できるように取り組むこととしました。

これらの決定に基づき、平成28年（2016年）から県ホームページ上で公開しているデータを整理の上、二次利用可能な利用ルールのもとで、GitHub（ソフトウェア開発プロジェクトのための共有サービス）上に公開してきました。令和3年（2021年）7月からは、オープンデータの取組がより活発化されるよう、操作性に優れた専用サイト「和歌山県オープンデータカタログサイト」上に公開しています。

引き続きこれらの取組により庁内データのオープン化を推進していくとともに、県内市町村に対してオープンデータに取り組むための支援を行い、県全体のオープンデータ化が県内における産業の活性化や地域課題の解決等に資するよう、データ利活用環境の整備を推進していきます。

和歌山県 Wakayama Open Data
オープンデータカタログサイト

データセットを検索

91件のデータ・セットから検索可能です

データセット カテゴリー お知らせ 活用事例 利用規約 サイトについて お問い合わせ オープンデータマップ

人気のカテゴリー

その他 くらしの情報 健康・福祉 運輸・観光 行財政

お知らせ

2021.11.09
旧オープンデータサイトのデータ削除について

2021.07.30
和歌山県オープンデータカタログサイトの開設について

出典：和歌山県オープンデータカタログサイト

(K P I)

令和8年度まで：

- ・コンピュータ処理が容易な形式のオープンデータ公開ファイル数
年間60ファイル以上の増加
- ・オープンデータに取り組む県内市町村数 全30市町村

【参考】 令和4年6月末時点 11団体

(工程表)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指針に基づく庁内データのオープン化の推進			
市町村への助言等による取組支援の実施			

◎統合型地理情報システム（GIS）の活用推進

地理情報システムは背景となる地図上に位置情報を元にした図形、文字、色、等を重ねて表示して分析や判断を可能にするシステムです。システム上で地理空間情報を高度に活用し、災害、環境問題、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現、等の様々な社会課題の解決に貢献することが求められています。和歌山県では平成23年度（2011年度）に統合型地理情報システムを導入し、庁内の地理情報を集積し、部局を横断した利活用を進めています。

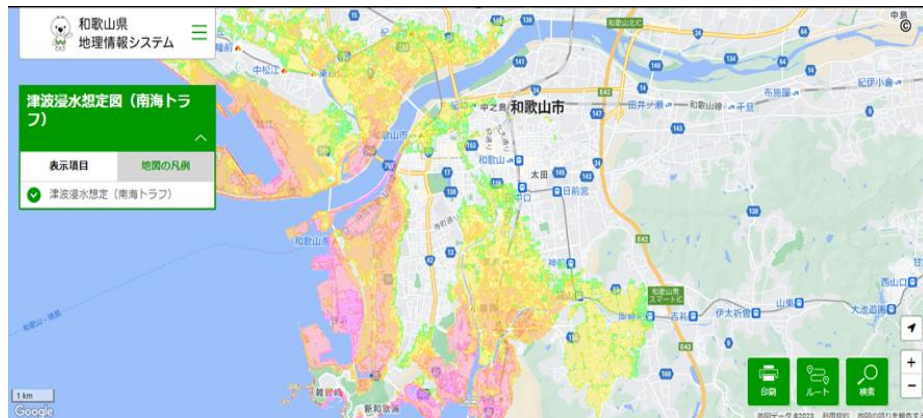
また庁内に集積した地理情報のうち「津波浸水想定図」「埋蔵文化財包蔵地所在地図」「保安林マップ」等の地図を広く庁外に公開し、県民の安全と利便性の向上を図っています。

庁外公開マップについては、オープンデータカタログサイトと連携して、地理情報データやCSVデータを公開しています。

令和4年度（2022年度）にシステムを更改した際には、県土整備データ共有プラットフォーム、道路規制情報システム、自然環境等地理情報システムを新たにサブシステムとして統合し、情報の共有を強化しています。これら以外にも防災、環境、福祉、農林、県土整備、等の幅広い分野で地理情

報の利活用を図っています。

今後も引き続き地理情報の集積を進め、庁内で共有を図るほか庁外に公開することにより統合型地理情報システムの利活用を推進していきます。



出典：和歌山県地理情報システム 「津波浸水想定図 (南海トラフ)」

(K P I)

令和 8 年度まで：
 庁外公開マップのデータ作成、公開を進める
 ・新規庁外公開マップ数：6 地図

【参考】令和 4 年度末の庁外公開マップ数 16 地図

(工程表)

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block; width: 80%; margin: auto;"> 庁外公開マップを新たに 6 地図公開する ➤ </div>			

3. マイナンバーカードの取得促進に係る取組

◎マイナンバーカードの取得促進

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類として利用できるだけでなく、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書（公的個人認証）を活用することで、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付（コンビニ交付）や児童手当や介護手続等のオンライン申請（マイナポータル）などに利用できるほか、健康保険証としても利用できるなど、行政事務の負担軽減及び住民の利便性向上につながる機能を有しています。

和歌山県においては、県民がマイナンバーカードを取得し、これらのメリットを享受できるよう、市町村と連携し、商業施設、事業所、各種イベント及び確定申告会場等において「マイナンバーカード出張申請所」を開設し、マイナンバーカードの申請に必要な写真撮影や申請書記入の支援を行うなど、マイナンバーカードの取得促進に取り組んでいるところです。

国は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、マイナンバーカードへの理解を促進し、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備をさらに進めるとしています。現在、県内のマイナンバーカード交付率は96.8%（令和7年（2025年）11月末時点）となっており、今後も引き続き、マイナンバーカードの取得促進に取り組むとともに、マイナンバーカードの利活用場面拡大に向け、市町村支援等の充実を図ります。

(K P I)

令和8年度まで：

- ・マイナンバーカードへの理解を促進し、円滑なカード取得のため申請環境及び交付体制の整備をさらに進めること

【参考】 令和7年11月末時点のマイナンバーカード交付率
和歌山県96.8%、 全国97.4%

(工程表)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
マイナンバーカード取得促進に向けた市町村支援の実施			

4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組

◎携帯電話等のエリア整備及び5G等環境の整備促進

和歌山県では、携帯電話が利用できない地域（不感地区）について、これまで国や市町村と協力して解消に取り組んできた結果、居住地域における携帯電話の利用可能な割合は、令和3年度（2021年度）末現在で人口カバー率、世帯カバー率とも99.9%となっています。また、誰もが無料で利用できる和歌山フリーWi-Fiについても、県有施設への整備や、民間事業者の整備事業の補助等により県内に広く展開してきました。

一方、携帯電話サービスについては依然として、人口にして134人、世帯数にして76世帯（26地区）が居住する地域が不感地区となっています。また、災害時等の安心安全確保の観点から、道路等の非居住地域についても携帯電話サービスの重要性が増しているところです。

「デジタル田園都市国家構想」に示された「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けて、県内における不感地区の解消や5Gの速やかな展開を図るため、引き続き、国、市町村と連携して、携帯電話事業者に働きかけを行い、情報通信インフラの整備を進めていきます。

(KPI)

令和5年度まで： ・居住地域で携帯電話が全く利用できない世帯 0世帯
令和8年度まで： ・5G人口カバー率 97%以上

(工程表)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
不感地区解消に向けた携帯電話事業者への働きかけ			
5Gの速やかな県内展開に向けた携帯電話事業者への働きかけ			

5. 情報システムの標準化及びデジタル技術を活用した業務改革に係る取組

◎デジタル技術を活用した業務効率化

少子化・人口減少という構造変化に適応できないことによる行政能力・機能の低下や大規模災害・感染症による行政機能の停止・停滞など和歌山県が直面している中長期的な変化・リスクに対応していくためには、これまでの業務のあり方や進め方を見直すとともに、デジタル技術を活用した新たな取組を積極的に進め、業務の効率化・合理化を図ることが必要です。

和歌山県では、庁内の定型業務の省力化を図るため、令和元年度（2019年度）以降、RPAやAI-OCR、議事録作成支援システム、ノーコード・ローコードツール（プログラミングの知識がなくても業務改善アプリを作成できるツール）、生成AIなどを順次導入してきました。

また、令和5年度（2023年度）から電子決裁機能を有する公文書管理システムを導入することにより、文書事務を電子化し、場所にとらわれずペーパーレスで業務が実施しやすい環境の整備に取り組んでいます。加えて、軽量モデルの行政事務用パソコンの活用や本庁舎・各振興局総合庁舎での無線LANの整備など、ハードの面でも環境整備を行っています。

これらのデジタルツールを活用しつつ、サービス改善や業務効率化を図るため、業務のあるべき姿を設計し、既存の業務フローを抜本的に見直していく業務改革（BPR）に取り組んでいます。

このような業務改革を行うことにより、定型業務に係る職員の作業時間を短縮し、職員の時間を企画立案や対人折衝業務など、職員でなければできない業務にシフトし、質の高い県民サービスに繋げていきます。

(工程表)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アナログや非効率な業務の解消に適したサービスの探索・導入検討			
RPA、AI-OCR、議事録作成支援システム、ノーコード・ローコードツール、生成AIの利用拡大			
行政DXリテラシー向上研修、ノーコード・ローコードツール研修など			
公文書管理システム運用、財務会計システムとの連携			

◎情報システムの標準化推進

行政の効率化には、システム間のデータ等移行を円滑に行える環境の確保などが不可欠です。そのためには、共通した取り決めを定めること（標準化）が欠かせません。

しかし、現状ではシステムが内部で保有するデータの項目や形式並びに外部連携のための仕様などが標準化されていないため、システム間のデータ連携や他システムへの移行が非効率となっている場合や、複数の庁内システムを跨いで容易かつ迅速にデータの収集や分析を行うことが困難となる場合があります。

そのような状況下において、令和3年（2021年）5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が公布され、地方公共団体の情報システムが標準化・共通化されることとなり、同法で「標準化対象事務」に選定されている基幹業務は令和7年度までに標準準拠システムへの安全な移行を目指すこととされたため、県は対象となる基幹業務を国が整備するガバメントクラウドへ令和7年度までに移行します。

「標準化対象事務」と定められていない他の業務は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」で示されたクラウド・バイ・

デフォルト原則（政府のシステムを新たに構築する場合は第一にクラウドサービスの利用を検討すること）などにもとづき、スマートなクラウドサービスの利用やデータの相互運用性を意識したシステム設計等を行える仕組みの整備に取り組みます。

(K P I)

令和8年度まで： ・標準化対象外事務のクラウドサービスの利用	10件
-----------------------------------	-----

(工程表)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ガバメントクラウド上の標準準拠システムへの移行			
標準化対象外事務のクラウドサービスの利用			

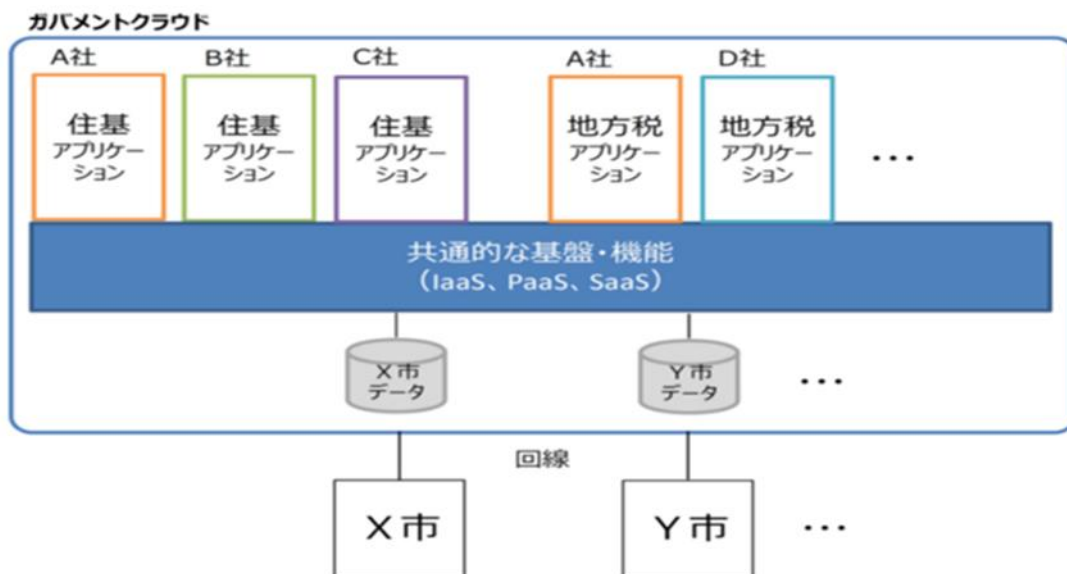
◎市町村における基幹業務システムの標準化・共通化の推進

和歌山県は、情報システムに係る経費の削減のほか、情報セキュリティの向上や災害時の業務継続の強化を目的として、市町村の情報システムのクラウド化と、複数の市町村による情報システムの共同利用を併せた「自治体クラウド」を推進してきました。その結果、令和4年（2022年）12月末時点で、県内30団体のうち24団体が自治体クラウドを導入し、導入率は令和3年（2021年）4月1日現在で全国第6位（総務省資料「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」（令和4年（2022年）3月31日公表）による）となっています。

また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、市町村が実施する基幹業務に係るシステムは、これまでの自治体クラウドから、特定移行支援システムに該当するシステムを除き、令和7年度までに標準準拠

システムへ移行することとなります。

今後は、国のガバメントクラウドを市町村が活用できるようにするために、市町村の基幹業務システムの標準化・共通化を推進することで、自治体職員の人的・財政的な負担を軽減し、住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるよう図ります。



出典：デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

(工程表)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村の基幹業務システムの標準化・共通化を支援			

◎和歌山森林クラウドシステムの整備

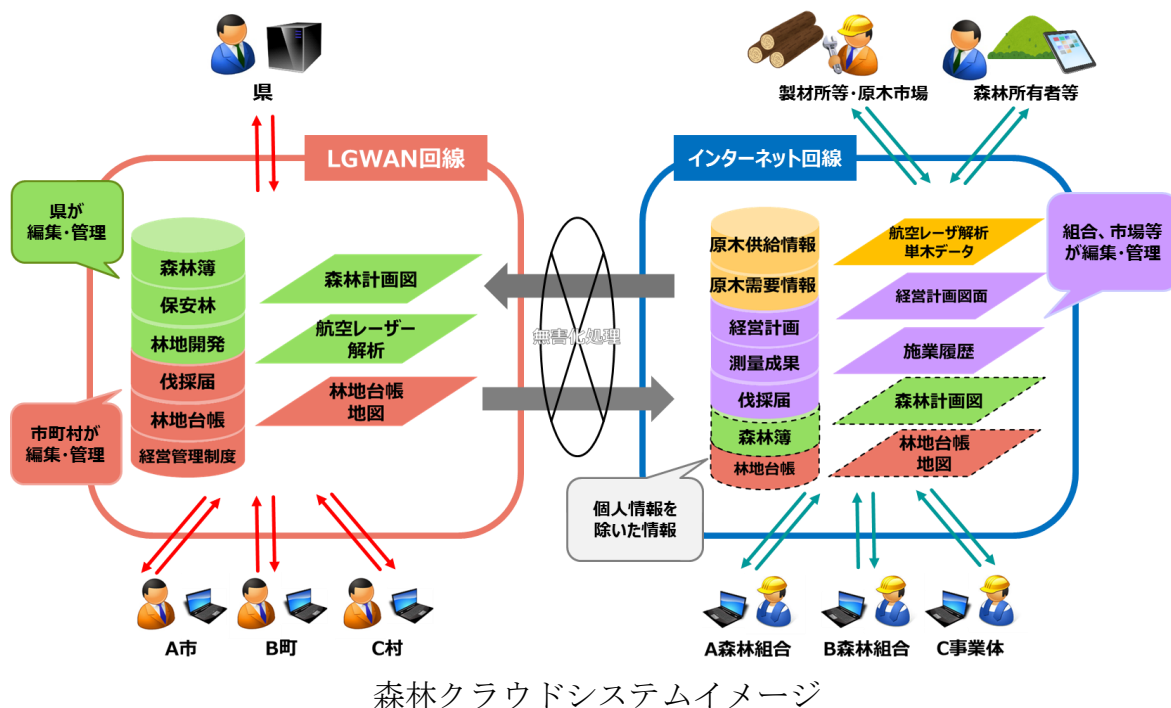
令和元年度（2019年度）に開始した「森林経営管理制度」によって、森林経営に対する森林所有者の意向調査や森林管理の委託など、市町村の役割は一層高まっています。

また、県では、令和4年度（2022年度）に「和歌山県森林・林業“新”総合戦略」を策定し、原木の増産や安定需給、林業生産性の向上による林業収益の向上や、林業の担い手育成などを重点目標に掲げています。

このような新たな制度の適切な実施や目標達成に向けて、森林の資源や所在等の情報を広く活用できる環境を整備することが急務となっています。

そのため、県・市町村・林業関係者それぞれが保有する情報を一元的に管理し、相互利活用できる情報基盤として、令和4年度（2022年度）に森林クラウドシステムの整備を行い、令和5年度（2023年度）から本格運用を開始しているところです。

森林クラウドシステムでは、情報の共有化だけではなく、森林の伐採や森林経営計画などの行政事務手続きの電子申請化や、原木の増産・安定需給に向けた林業関係者の情報プラットフォームとしての活用など、林業DX化による働き方改革を推進していきます。



(K P I)

令和8年度まで：

- ・ 県内の森林クラウドシステム導入団体数：80団体
 県、30市町村、素材生産者、木材加工業者、原木市場
 その他林業関係団体

(工程表)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
森林クラウドシステム運用開始（令和5年度～）			
森林クラウドシステムの普及啓発・利活用研究、機能拡張等			

6. その他（国の取組との連携）

和歌山県は、国の機関・施策等とも連携し、官民データの活用に取り組んでいます。

◎和歌山県データ利活用推進センターの運営

本県のデータ利活用推進拠点をめざし、和歌山県データ利活用推進センターを運営しています。

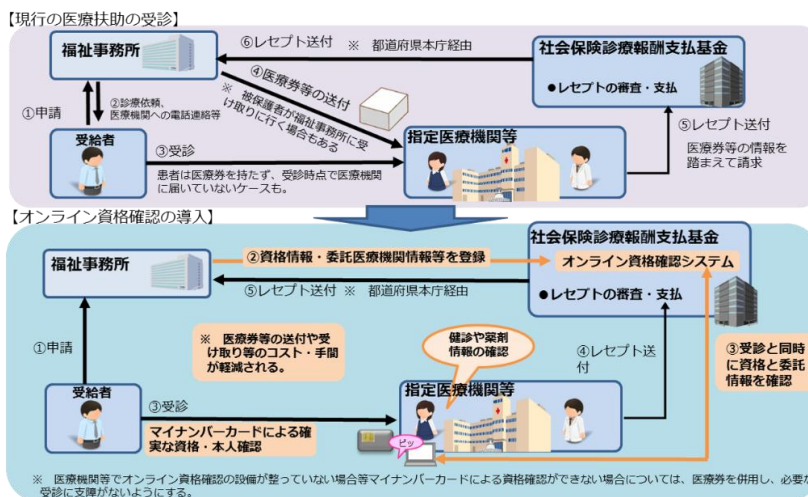
和歌山県データ利活用推進センターでは、和歌山県データ利活用推進プラン（令和3年（2021年）4月策定、令和8年（2026年）4月改定）において設定された基本目標（統計的思考・エビデンスに基づく行政の推進など）を達成するための事業を実施しているところです。

また、政府関係機関の地方移転の取組により和歌山県に設置された、総務省統計局の統計データ利活用センターが担うミッションを達成するための連携・支援にも取り組んでいます。

◎生活保護法に係る医療扶助のオンライン資格確認

現在、生活保護受給者が医療機関を受診した場合、福祉事務所より各医療機関に向けて「医療券・調剤券」を発行し、各医療機関は「医療券・調剤券」により“生活保護の受給確認（資格確認）”を行い診療報酬を請求しています。

厚生労働省は、この資格確認にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、「医療券・調剤券」の発行が不要とすることで、受給者の利便性向上や行政側の事務手続きの簡素化を図ることを目指しています。和歌山県は、県内でもオンライン資格確認が円滑に導入されるよう、国と連携し、環境整備等を行っているところです。



出典：厚生労働省ホームページ

(K P I)

令和6年3月本格運用開始

(工程表)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
システム改修			
運用テスト			
	本格運用		

◎ボーリング柱状図データの公開

国土交通省は、公共工事等の地質・土質調査成果であるボーリング柱状図や土質試験結果等の地盤情報を検索し閲覧することができる「国土地盤情報データベース」を構築し、ホームページを通して公開しています。

和歌山県においても、公共工事等で得られた地盤情報等の「国土地盤情報データベース」を通じた共有及びオープンデータ化に取り組んでいます。

(K P I)

公開可能な地盤情報の公開100%

(工程表)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国土地盤情報データベースを通じた地盤情報の共有と公開			

第4章 情報セキュリティについて

情報セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の実施にあたっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年（2014年）法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年（2015年）9月4日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年（2001年）3月30日総務省策定）」、「和歌山県情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律（平成15年（2003年）法律第57号）」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係るセキュリティ及び個人情報の適切な取扱いを確保していきます。

用語集

索引	用語	解説
A	A I	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。
	A I - O C R	OCR (Optical Character Reader) とは、画像データのテキスト部分を文字データに変換する光学文字認識機能のこと。OCR の活用により、紙に書かれた文字をデータ化する際に、機械により文字データに変換できるため、人間が手で入力する必要がなくなり、業務の効率化を図れる。 AI-OCR は、OCR に AI 技術を組み合わせたもので、機械学習によって利用するごとに文字認識率の精度が向上していくことが特徴である。
B	B P R	Buisness Process Re-engineering の略。既存の業務プロセス全体を抜本的に見直すことで、業務の効率化や利便性向上などを図る業務改革。
G	G I S (地理情報システム)	Geographic Information System の略。背景となる地図上に位置情報を元にした図形、文字、色、等を重ねて表示して分析や判断を可能にするシステム
I	I C T	Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。
L	L A N	Local Area Network の略。企業内、ビル内、事業所内等の狭い空間においてコンピュータやプリンタ等の機器を接続するネットワーク。
R	R P A	Robotics Process Automation の略。ソフトウェアによる PC 業務の自動化のことを言う。人口減少が進む中で、人手不足を補いながら生産性向上のための手法の一つとして注目を集めている。伝票作成や発送業務など、定型業務の自動化などを実現

索引	用語	解説
		することができる。
W	Wi-Fi	無線 LAN の標準規格である「IEEE 802.11ac/ax」等の消費者への認知を深めるため、業界団体の WECA（現：Wi-Fi Alliance）が名付けたブランド名。
5	5G	次世代の移動通信システム。LTE 等の従来の移動通信システムと比較し通信速度の高速化が図られるほか、「多数同時接続」、「超低遅延」といった特徴を持っている。
あ	アプリケーション (アプリ)	OS（パソコンやスマートフォンの基盤となるソフト）上で作業の目的に応じて使うソフトウェア。 パソコンではワープロソフト、表計算ソフト、ウェブブラウザ、メールソフト、画像編集ソフトなどが、スマートフォンやタブレットではコミュニケーション、動画・音楽視聴、地図・ナビゲーション、電子書籍、ネットショッピング、ゲーム用のアプリなどが代表的。 スマートフォンが普及して以降、スマートフォンやタブレット向けに多種多様なアプリが提供され利用が広がるとともに、「アプリケーション」よりも「アプリ」等の略称が一般的となっている。
か	ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービスの利用環境。国が迅速、柔軟かつ高度なセキュリティが保たれているシステムを構築できる環境を整備している。令和7年度までに基幹業務等、地方公共団体が担っている業務は、原則ガバメントクラウドに移行することが求められる。共同で利用することにより、地方公共団体がそれぞれで専用のサーバー等のインフラ設備を調達する手続きを省けるほか、複数の団体が利用するため

索引	用語	解説
		コストを按分することにより経済的負担を軽減させられる。
	官民データ	電磁的記録に記録された情報であって、国、地方公共団体、事業者等により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものを指す。すなわち、行政機関としての和歌山県にとっては、県が保有するデータのことを指す。
こ	公衆無線LAN	店舗や公共の空間などで提供される、無線LANによるインターネット接続サービス。
し	自治体クラウド	市町村の情報システムのクラウド化と複数の市町村が一つのシステムを利用する共同化を併せたもの。堅牢なデータセンターを構築しているため災害時の業務継続を確保できることや、共同利用によりコスト面での割り勘効果が得られる。
の	ノーコード・ローコード	ノーコードとは、プログラムに必要なコードを入力することなく、画面設計のみでアプリを開発できるツールや環境のことを言う。一方で、ローコードは、より少ないコードで開発することができるツールや環境を示す。 これらの技術により、プログラミングに詳しくない人でも、効率的にアプリケーションを作成して業務の生産性を向上させることができる。
ま	マイナポータル	子育てや介護等に関する行政手続きがワンストップでできる、行政機関からのお知らせを確認できる等の機能を備えたオンラインサービス。マイナンバーカードによる本人認証によりスマートフォン等からインターネットを通じて利用できる。

付録：計画に基づく K P I 進捗状況

対象期間：令和2年度から令和4年度

1 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組

◎行政手続のオンライン化の推進

K P I	令和4年度末の進捗状況
行政手続のオンライン化数 ※「地方公共団体オンライン利用促進指針」の利用促進対象手続のうち県所管手続のオンライン化数 令和元年4月 18手続 令和4年度末 27手続（すべての手続）	令和4年度末で県所管となっている対象25手続についてすべてオンライン化済み。

2 官民データの容易な利用等に係る取組

◎庁内データのオープンデータ化推進

K P I	令和4年度末の進捗状況
令和4年度まで： ・コンピュータ処理が容易な形式のオープンデータ公開ファイル数 令和4年度までの庁内データ共有化目標200件の内、1割の20件を含め、年間60ファイル以上の増加 ・オープンデータに取組む県内市町村数 全30市町村 【参考】 令和元年7月末時点 3団体	・コンピュータ処理が容易な形式のオープンデータ公開ファイル数 令和3年7月にオープンデータカタログサイトを移転したため旧サイト比での計上や比較ができなくなったが、新オープンデータカタログサイト発足から416ファイル増加。（年平均138ファイル増加） ・オープンデータに取組む県内市町村数 13市町村

◎庁内で保有する行政情報の共有化

K P I	令和4年度末の進捗状況
令和4年度まで： 庁内で保有する個人情報を含まない行政データの庁内共有化件数： 200件	個人情報を含まないデータ416件について庁内で共有するとともにオープンデータとして公開した。 個人情報が含まれるデータの匿名化にも取り組み、政策立案を目的とした個人情報ファイルの利活用を図るため、「匿名データの作成及び提供等に関するガイドライン」を策定し、3件のデータについて匿名加工業務を実施した。

3 個人番号カードの普及及び活用に係る取組

◎マイナンバーカードの取得促進

K P I	令和4年度末の進捗状況
令和4年度末まで： ほぼ全ての県民がマイナンバーカードを保有すること。 【参考】 令和2年1月末時点のマイナンバーカード交付率 和歌山県12.3%、 全国15.1%	令和5年2月末時点のマイナンバーカード交付率 和歌山県：66.0% 全 国：63.5%

4 利用機会等の格差の是正に係る取組

◎県有施設へのフリーWi-Fiの設置拡大

K P I	令和4年度末の進捗状況
令和4年度まで： 和歌山フリーWi-Fiを整備、運用保守を行う県有施設 13施設（防災拠点及び災害対応の強化が望まれる公的拠点）	16施設について整備完了。

◎携帯電話等のエリア整備及び5G等環境の整備促進

K P I	令和4年度末の進捗状況
令和4年度まで： 携帯電話が全く使えない世帯 110世帯まで減少 5Gの展開済み市町村数 18市町村	携帯電話が全く使えない世帯 99世帯まで減少 5G展開済みの市町村数 27市町村

5 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

◎情報システムの標準化推進

K P I	令和4年度末の進捗状況
令和3年度まで： データ形式の統一化・システムの標準化について調査・検討する システム開発案件数 20件 （年間のシステム開発数のうちデータ連携が伴うものを基に算出） 令和4年度： 標準化推進のためのシステム調達プロセス 策定	令和3年度末までにデータ形式の統一化・システムの標準化について20件の調査・検討を行った。 令和4年度末までに標準化推進のためのシステム調達プロセスを策定した。